

「第12回わかやま産品商談会in大阪」開催に係る出展者の募集

和歌山県では、県内食品生産・製造事業者様の販路開拓を支援するため、県内外の購買企業との商談の場をご提供する「わかやま産品商談会in大阪」を開催します。

つきましては、下記のとおり出展者を募集しますので、販路拡大をめざしている事業者皆様の応募をお待ちしています。

★ ★ ★ 商談会の特徴 ★ ★ ★

◎大阪を中心に多くの購買事業者が来場するため **販路拡大のチャンス !!**

◎大阪市内で半日開催のため、出展経費、旅費など **出展の負担は小さい !!**

〔開催日時・場所〕

日時：平成30年2月5日（月）13:00～17:00（10:30～準備）

場所：大阪マーチャンドイズ・マート 2階 Cホール

〒540-6591大阪府中央区大手前1-7-31

TEL 06-6943-2020/FAX 06-6943-2021

〔募集事業者数〕

80社程度

〔出展事業者の条件〕

和歌山県産品を製造・販売する事業者のうち、以下の条件全てを満たす方を対象とします。

- ① 県内産の生鮮食品又は自社で製造・加工された食品を出展できること。
- ② 商品の販路拡大に意欲的であること。
- ③ 出展の手引きの内容を遵守すること。
- ④ 出展負担金を期限までに納付すること。
- ⑤ 適正な食品表示や衛生管理ができること。

〔負担金〕

1小間（180cm×60cm）あたり10,000円

〔申込方法〕

別紙申込書に必要事項を記入押印のうえ、管轄する振興局農業水産振興課（和歌山市内の事業者様は県庁食品流通課）まで提出してください。
FAXやメールでの提出は受理しませんのでご注意ください。

〔申込期限〕

平成29年7月7日（金）

〔お問い合わせ先〕

和歌山県農林水産部食品流通課（担当：仮谷）

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL073-441-2819 /FAX073-432-4161

* 出展お申し込みの際は、出展事業者の条件、負担金など詳細な規定がありますので、

出展の手引きをご精読ください。

* 出展の手引き、出展申込書等については食品流通課のHPからダウンロードできます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/index.html>



平成 年 月 日

「第12回わかやま産品商談会in大阪」出展申込書

和歌山県農林水産部食品流通課長 あて

事業者名

代表者名

印

連絡担当者（部署・職氏名）

TEL

E-mail※

※必須

「第12回わかやま産品商談会in大阪」への出展について、「第12回わかやま産品商談会in大阪－出展の手引－」を遵守することを約束し、下記のとおり申し込みます。

事業者名	
所在地	〒
電話・FAX番号	TEL / FAX
1. 主要な出展商品について該当する番号を1つだけを○で囲んで下さい。	

① 一般加工食品	② 飲料・酒類
③ 日配食品	④ 生鮮（農産・水産）
2. 出展を予定している商品の名称・内容などを記入してください。	

※FAXやメールでの提出は受理しませんのでご注意ください。

申込書は管轄する振興局農業水産振興課（和歌山市は食品流通課）へ郵送あるいは直接ご提出ください。

(参考)

食品流通課 (和歌山市)

海草振興局農業水産振興課 (海南市、紀美野町)

那賀振興局農業水産振興課 (紀の川市、岩出市)

伊都振興局農業水産振興課 (橋本市、かつらぎ町、九度山市、高野町)

有田振興局農業水産振興課 (有田市、湯浅町、広川町、有田川町)

日高振興局農業水産振興課 (御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町)

西牟婁振興局農業水産振興課 (田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町)

東牟婁振興局農業水産振興課 (新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町)

振興局名	担当課	担当者名	TEL	FAX
県庁	食品流通課	仮谷	073-441-2819	073-432-4161
海草	農業水産振興課	今井	073-441-3384	073-441-3476
那賀	農業水産振興課	下村	0736-61-0025	0736-61-1514
伊都	農業水産振興課	内西	0736-33-4930	0736-33-4931
有田	農業水産振興課	播磨	0737-64-1273	0737-64-1274
日高	農業水産振興課	山田	0738-24-2926	0738-24-2901
西牟婁	農業水産振興課	稲葉	0739-22-1443	0739-26-7945
東牟婁	農業水産振興課	谷	0735-29-2011	0735-21-9642

第12回わかやま産品商談会in大阪

— 出展の手引き —

1 開催概要

- (1) 展示・商談会名
第12回 わかやま産品商談会in大阪 ※会場内での販売行為はできません。ご注意ください。
- (2) 主催
和歌山県 (公財) わかやま産業振興財団 (株) 日本政策金融公庫和歌山支店
- (3) 出展事業者の条件
和歌山県産品を製造・販売する事業者のうち、以下の条件全てを満たす方を対象とします。
 - ① 県内産の生鮮食品又は自社で製造・加工された食品を出展できること。
 - ② 商品の販路拡大に意欲的であること。 ※商談を前提とすること。
 - ③ 本手引の内容を遵守すること。
 - ④ 出展負担金を期限までに納付すること。
 - ⑤ 適正な食品表示や衛生管理ができること。(大阪市保健所等の指導に応じていただきます。)なお、出展内容が趣旨に沿わない場合、出展条件に反することが判明した場合は、出展をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 出展料 10,000円(食品流通課から送付する納付書にてお納め下さい。)
一旦納入された負担金は、出展を取りやめた場合においても返金できませんのであらかじめご了承ください。その他、各小間の装飾費用、試食に要する費用、商品等の郵送料、各小間で使用する電気代は、出展者負担となります。
また、補助金、助成金を使用して出展ができない場合がありますので、使用される場合は、あらかじめ補助金、助成金の担当窓口にお問い合わせください。
- (5) 募集事業者数 80社程度
- (6) 開催日 平成30年2月5日(月)13:00~17:00(10:30~準備)
- (7) 会場 大阪マーチャングイズ・マート 2階 Cホール
(〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31)
- (8) 県庁担当 和歌山県 農林水産部 食品流通課 生産者支援班 仮谷
TEL073-441-2819 /FAX073-432-4161 /kariya_y0005@pref.wakayama.lg.jp
(〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁 東別館 5階)

2 タイムスケジュール [平成30年2月5日(月)]

- | | |
|-------|-----------------------|
| 10:00 | 県等スタッフ現地集合 (Cホール 受付前) |
| 10:30 | 出展者 受付・搬入開始 |
| 11:30 | 出展に関する留意事項のご説明 |
| 12:30 | 流通関係者等 受付開始 |
| 13:00 | 開会のあいさつ
[商 談] |
| 17:00 | 閉会のあいさつ |
| 17:05 | 撤収・搬出作業開始 |

3 受付と出展者名札の着用

陳列、装飾などを行う前に、必ず受付を済ませて下さい。
また、受付で出展者名札を受け取り、終了まで着用願います。名札は終了時に返却願います。

4 搬入時の諸注意事項

- ・搬入時間 平成30年2月5日(月)10:30~ ※12:45までに商品の陳列を終えてください。
- ・出展物の搬出入と出展物の管理は、出展者の自己責任において行ってください。
※当日、管轄保健所が立入検査を行うこともあります。その場合、出展者はそれぞれの小間の商品について、対応していただきます。
- ・宅配便等を利用する場合(ゆうパックは不可)は、必ず2月3日(土)あるいは2月4日(日)の9時から17時までの間に到着するよう指定した上で下記の住所までお

送り下さい。

<送付先>

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル2階
(株)京阪建物 電話：06-6943-2020
「2/5 2階Cホール備品 わかやま産品商談会 使用分」と明記して下さい。
出展社名〇〇〇〇 担当者名〇〇〇〇

※上記の日時以外の宅配便の受け取りはできませんのでご注意ください。

※冷蔵・冷凍には対応できませんのでご注意ください。

5 出展スペース・装飾等について

- ・出展スペースは、展示用机（180cm×60cm）1脚分となります。企業名立札のみご用意いたしますのでその他の装飾については自社で行ってください。
- ・出展者は、展示用机の上に商品を展示して下さい。（通路へのはみ出しは禁止します。）
- ・装飾については、机の前面、側面を使っても構えますが、のぼり等で装飾することにより隣接する出展者に迷惑のかからないように心がけて下さい。（装飾の変更を指示することもあります。）
- ・**販売行為は禁止**します。
- ・他の出展ブースにいるバイヤーを無理矢理連れてくる等マナーに反した行動は厳に慎んで下さい。
- ・試食等を行う場合は、会場の床面を汚すことがないようにご注意ください。
- ・会場の壁面やバックパネルへの装飾はできません。（壁面等を損傷した場合は、別途費用をご負担頂きます。）
- ・プロパンガス・ミニコンロなどの**火気の持ち込みは禁止**します。
- ・オーブンレンジ・電子レンジ・ホットプレートなどの電気調理器具を持ち込んでいただいても構いませんが、**電気料金が別途発生**します。電気料金は、当日に電気工事業者が徴収にまわらせて頂きます。
- ・各小間で電気を使用する場合、出展スペースに電源を設ける必要がありますので、事前に『「電気工事」・「試食等」・「ゴミ処理」申込書』にて申し込み下さい。
- ・笛や楽器などの鳴り物、生演奏、BGM等音楽を流すことは禁止します。
- ・**会場内は禁煙**です。
- ・出展に関し特許権、意匠権、商標権、著作権等の権利については、他人の権利を侵害することがないように適切に措置してください。また、出展期間中、裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないでください。
- ・出展に関する特許権、意匠権、商標権、著作権及び品質、安全性や販売、その他の活動等で生じた問題は、すべて出展者が責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。

6 安全・安心のための対応

出展者は、下記の事項を遵守するとともに、関係諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な運営を行って下さい。

(1) 食中毒の予防

(2) 適切な原産地表示、アレルギー物質表示

(3) その他、食品衛生法、JAS法による品質表示、アレルギー特定原材料表示義務、薬事法、農薬取締法、飼料安全法、牛肉トレーサビリティ法、米トレーサビリティ法、特定家畜伝染病防疫指針に違反するものの展示・提供は一切禁止します。

7 試食・試飲

試食・試飲を提供される場合は事前に『「電気工事」・「試食等」・「ゴミ処理」申込書』にて申込みください。

※ここ数年は、500名程度のバイヤーの方の来場がありました。試食・試飲の数量はこの人数を参考にしてください。

[注意事項]

- ①未包装の食品は、埃よけの処置を施したうえで衛生的に取り扱って下さい。
- ②包装された食品を試食・試飲に供する際には、品質表示を確認の上、提供して下さい。
- ③食品、器具及び包装容器は衛生的に管理して下さい。
- ④冷蔵冷凍の必要があるものは、必ずクーラーボックス等で適正に保管するなど、必要に応じて適切な温度管理を行って下さい。
- ⑤原則として食器等は使い捨てのものを使用して下さい。
- ⑥包装容器には清潔な資材を用いて下さい。
- ⑦できるだけ原材料には下処理済の中間製品を使用し、会場での調理行為の簡素化を図って下さい。
- ⑧切り分け、調理加工は、必ず会場内に設置した調理作業スペースで行って下さい。
- ⑨手洗い、手指消毒剤使用の励行等、衛生面の徹底をお願いします。
- ⑩下痢等、健康状態のすぐれない方は調理行為に従事しないで下さい。
- ⑪酒類の試飲に関しては未成年者飲酒禁止法、改正道路交通法を遵守し、運転者に十分な配慮の上実施して下さい。
- ⑫赤いパスをした来場者は、自動車運転者なので酒類の試飲を勧めないで下さい。
- ⑬主催者は、衛生面での事故・食中毒等および試食・試飲に伴う行為上のけが・トラブルなどに関して、一切の責任を負いません。出展者の責任において、必要な措置を講じて下さい。
- ⑭上記のほか、大阪市保健所の指導、助言等には誠実に対応して下さい。

8 搬出時の諸注意事項

出展スペースの片付けは、撤去開始の案内まで開始しないようにお願いします。

※宅配便（佐川急便）にて自社への送付が可能です。

9 事故防止及び責任

出展者は、出展物の搬出入、展示、試食、試飲、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、事故が生じた場合の責任は、出展者において負担するものとします。

※主催者は、自らの責に帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

10 ゴミ処理

展示廃棄物や試食で発生したゴミ等は、出展者の責任で処分願います。

事前に申込をしていただいた場合は、会場において有料でのゴミ処理が可能になりました。『「電気工事」・「試食等」・「ゴミ処理」申込書』にて申込み下さい。

（500円／45リットルのゴミ袋1袋）〔予定〕

放置廃棄物やゴミ等の処理費用については、実費請求いたします。

※『「電気工事」・「試食等」・「ゴミ処理」申込書』は、後日お渡しします。